

新まち E 第 4 9 号
新都 E 第 1 2 0 号
令和 4 年 1 1 月 1 日

携帯電話等事業者 様

新潟市長 中原 八一
[公印省略]

**既存通信用鉄塔における設備等の増築行為及び
既存建築物へのアンテナの新設等行為における景観法に基づく届出について（お知らせ）**

日頃から新潟市の景観行政にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本市では良好な景観形成に向け、通信用鉄塔の新築や携帯電話用等アンテナの新設、増築、移転等の一部の行為について、景観法に基づく届出をいただいているところですが、下記の行為については、景観形成上支障がないものとして、景観法に基づく届出を不要とさせていただきます。

なお、これに伴い、平成 21 年 3 月 17 日付け新都第 1646 号及び平成 22 年 7 月 16 日付け新住 E 第 156 号の通知は廃止します。

今後とも、本市の良好な景観の形成に向けてご協力を賜りますよう、お願いいたします。

記

○届出不要の行為（参考図及び別表参照）

（1）一般区域及び特別区域（旧齋藤家別邸周辺地区、旧小澤家住宅周辺地区を除く）

ア 既存通信用鉄塔へのアンテナや機器類の増築、改築（取替）

（2）一般区域及び信濃川本川大橋下流沿岸地区

ア 既存の建築物、工作物へのアンテナ本体とそれを支える直径 3 0 0 ミリメートル未満の支持柱及び架台（以下「アンテナ等」という。）の新設、増築、改築又は移転

イ 既存の建築物、工作物に設置されているアンテナ等の色彩の変更

ウ 既存の建築物、工作物に設置されているアンテナ等の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え

（3）二葉町一丁目一区地区

ア 既存の建築物、工作物へのアンテナ等の新設、増築、改築又は移転

イ 既存の建築物、工作物に設置されているアンテナ等の色彩の変更

【問合せ先】

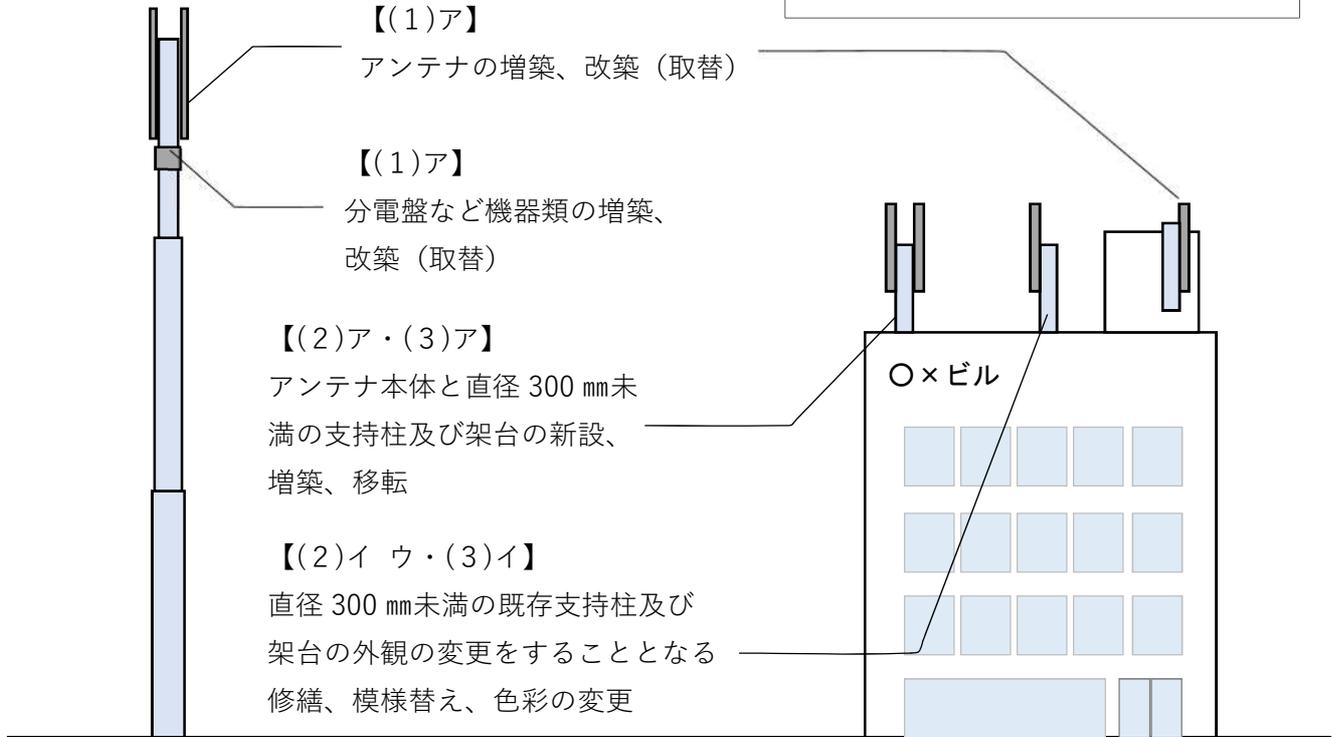
新潟市 都市政策部 都市計画課

開発審査・景観担当 電話：025-226-2825

参考図

既存鉄塔における届出不要行為

建物屋上、ペントハウス壁面における届出不要行為



別表

区域 行為の種類	一般区域	特別区域 (二葉町)	特別区域 (信濃川)	特別区域 (旧齋藤家)	特別区域 (旧小澤家)
(1) ア	届出不要	届出不要	届出不要	届出必要	届出必要
(2) ア・(3) ア	届出不要	届出不要	届出不要	届出必要	届出必要
(2) イ・(3) イ	届出不要	届出不要	届出不要	届出必要	届出必要
(2) ウ	届出不要	届出不要	届出不要	届出必要	届出必要